

聖籠町告示第十九号

聖籠町チャイルドシート購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町チャイルドシート購入費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町チャイルドシート購入費助成事業実施要綱（平成十一年聖籠町告示第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「一年以上住所を有するもので、聖籠町に住所を有する就学前の乳幼児のため」を「住所を有する就学前の乳幼児と同居し、かつ、聖籠町に一年以上住所を有する父母で、当該乳幼児のため」に、「国土交通省の」を「国土交通省が」に改める。

第四条中「の申請」を削り、「者は」の次に「、チャイルドシートを購入した日から三月以内に」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に平成二十五年一月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にチャイルドシートを購入し、かつ、助成を受けようとする場合は、当該購入日を平成二十五年四月一日とみなす。